

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

「東京外かく環状道路事業において地盤陥没などの緊急時の住民避難計画の策定等に関する情報一式(武蔵野市が事業者、関係自治体と行った会合等の記録、配布資料等)」(以下「本件開示対象文書」という。)の行政文書の開示請求に対する一部開示処分(以下「本件処分」という。)は取り消し、下記の部分を除き開示すべきである。

記

3(1)に示した本件処分で非開示とされた部分(以下「本件非開示部分」という。)のうち、⑦事業者打合せ議事録(平成29年12月7日)及び⑧事業者打合せ議事録(平成30年1月26日)の出席者枠におけるNEXCO東日本の特定の工事長の姓

2 本件の概要

- (1) 審査請求人が、武蔵野市情報公開条例(平成13年3月23日条例第5号。以下「条例」という。)第8条に基づき、平成30年4月3日、実施機関に対し本件開示対象文書に係る行政文書の開示を請求したところ、実施機関が、同年同月17日、条例第9条第5号に該当するとして本件処分を下したので、審査請求人は、同年7月17日、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。
- (2) 審査請求人が本件処分の取消しを求める理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第9条第5号違反について

条例第9条第5号は、「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」である。

ここで肝要なことは、前段の「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当したとしても、後段の「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかである。ほぼ全部が非開示になっているが、具体的にどの箇所がどのように該当するか明らかにすべきである。たとえ、打合せ内容や資料の内容が条例第9条第5号に該当したとしても、少なくとも議題、打合せ場所、出席者の全部が、条例第9条第5号に該当するとは思えない。その理由や根拠を明らかにすべきである。

イ 条例第10条違反について

条例第10条第1号は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記録され

ている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない」と定められている。

たとえば、ある文章に条例第9条第5号に該当する箇所があったとした場合、その箇所だけを非開示にし、それ以外の箇所は、開示しなければならないのである。

ウ 条例第11条違反について

本件の請求内容は、緊急時の住民の避難計画策定の検討段階において、事業者が外環沿線の自治体にヒアリングを行うなどの会合の記録等である。武蔵野市議会が平成29年6月27日付けで国に提出した「外環道沿線住民の緊急時避難計画策定を求める意見書」からわかるように、この避難計画が、限られた時間の中で、地域住民の生命・財産を保護するために十分なものに出来上がるかどうかは重要であり、非開示情報が含まれていても、条例第11条(公益上の理由による裁量的開示)を適用すべきである。

エ 条例第1条違反について

上記ア～ウに述べたように、ほとんど全部を非開示にするものとはとても思えないし、条例第1条(目的)「この条例は、地方自治の本旨に即し、行政文書の開示を請求する市民の権利等につき定め、武蔵野市(以下「市」という。)が保有する情報の公開を図ることにより、市が市政について市民に説明する責務を果たすとともに、市民の知る権利に基づく市政への参加を保障し、もって人々の理解と批判のもとに、公正で透明な行政を推進することを目的とする」に明らかに違反し、市民への説明責任を果たしておらず、市民の知る権利を侵害している。

(3) 実施機関は、本件処分の理由として、おおむね次のとおり説明している。

実施機関は、行政文書の開示請求があったときは原則として開示しなければならない(条例第9条)が、市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を与えるおそれがあるものについては、非開示とされている(条例第9条第5号)。本件非開示部分は、国、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社において検討中の事項であり、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため非開示とした。

また、本件非開示部分は、検討の途上であり不確定な情報が含まれるのでむやみに開示することは適切ではなく、開示請求時においては条例第11条に定める「公益上特に必要ある」情報にもあたらない。

3 審査会の判断

(1) 本件非開示部分

本件で条例第9条第5号により非開示とされた部分は、①打合せ議事録(平成29年4月17日)、②打合せ議事録(平成29年6月23日)、③外環本線トンネル東名北工事に伴う緊急時避難計画について(平成29年8月8日)、④外環沿線区市打合せ議事録(平成29年10月2日)、⑤防災課打合せ議事録(平成29年10月16日)、⑥外環沿線区市打合せ議事録(平成29年11月6日)、⑦事業者打合せ議事録(平成29年12月7日)、⑧事業者打合せ議事録(平成30年1月26日)のほぼ全部である(これらの中で一部開示されたのは、日時等ごく一部である。)

(2) 答申時における本件非開示部分の非開示とすべき「審議、検討又は協議に関する情報」該当性

実施機関から提出された資料によると、実施機関は、本件非開示部分について、平成30年11月26日に、別件の開示請求に対して、①～⑥は全部開示、⑦と⑧はNEXCO 東日本の特定の工事長の姓を除き開示している。したがって、現時点では、審査会の結論のとおり、NEXCO 東日本の特定の工事長の姓を除き開示が妥当である（なお、NEXCO 東日本の特定の工事長の姓は、条例第9条2号の個人識別情報に該当するので非開示が妥当である。）。

以上により、「1 審査会の結論」のように判断する。

(3) なお、本件処分時における本件非開示部分の「審議、検討又は協議に関する情報」該当性に関する当審査会の意見を付加する。

ア 条例第9条第5号は「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示と定めるが、本号の趣旨は、「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の非開示情報としての要件を定めるものである」（武蔵野市総務部総務課『情報公開事務の手引き』（平成14年1月・第2版）40頁）。すなわち、市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であっても、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがないものは開示しなければならない。ここで「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいう（前掲同頁）。

イ 実施機関は、本件非開示部分は、「国、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社において検討中の事項であり、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため非開示とした」と主張しているが、「不当に」の中身にはふれていない。かつ、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量している形跡もない。「不当に」の中身について検討し、本件開示対象文書の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量していれば、本件非開示部分のようにほぼ全面的な非開示にならなかった可能性がある。今後は、形式的な要件審査だけでなく、検討の途上であり不確定な情報が含まれる場合であっても、開示の適否に関する実質的な審査が望まれるところである。

4 審査の経過

年月日	審議経過
平成30年8月24日	諮問
平成30年10月4日	実施機関より理由説明書及び資料收受
平成30年11月4日	審査請求人より意見書收受
平成30年11月19日	審議（第15期第9回審査会）
平成31年1月16日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第15期第10回審査会）
平成31年2月25日	審査請求人より追加の意見書收受
平成31年3月5日	審議（第15期第11回審査会）
平成31年4月15日	審議（第15期第12回審査会）